

平成17年第4回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成17年12月21日(水曜日)

午前10時00分開議

第20 一般質問

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
13番	渡邊	易右工門	君	14番	橋本	憲治	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深見	定雄	君
助	役	宮川	伊三男	君
総務課	長	山田	日出夫	君
企画財政課	長	佐藤	正好	君
町民課	長	山川	栄二	君
福祉保健課	長	佐藤	純一	君
農林商工課	長	山内	啓伸	君
建設課	長	竹村	治実	君
水道課	長	竹村	治実	君
施設車両課	長	小田	藤夫	君
教育	長	小野	茂	君
管理課	長	平塚	晴康	君
社会教育課	長	佐藤	明美	君
教育委員長職務代理者		飯田	洋司	君
農業委員長職務代理者		谷本	茂樹	君
監査委員		四十物	義雄	君
農業委員会事務局長		菅野	宏	君
出納室長		菊池	一春	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野	良次	君
議会事務局係長	今田	和則	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告をいたします。本日は、全議員の出席となりますが、渡邊易右工門議員から午前中休みの届出が出ております。

なお、そのほか白崎教育委員長に代わって飯田職務代理者が出席、烏山農業委員会会長に代わって谷本会長職務代理者が出席しておりますが、午後から早退する旨の報告がありました。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（柴田喜八君） 日程第20、一般質問を継続いたします。

9番、上原豊茂君の発言を許します。

上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） これから通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

現在の自治体運営は、嵐の中を航海する磯舟のごとくでありまして、このような下で舵を取る町長は、町民の大きな期待、いかに応えるべきか適切な決断との実践というものを職員の英知の結集をもって対処しているというふうに信じているところであります。

来年度は、深見町政4期最終年度を迎える18年度予算編成がどのように行われるのか。これは今までの集大成となるとともに、これからの町の行方に大きな影響を与えるというふうに思います。財政難だからこそ議論を尽くし、検討を繰り返して町民主体の政策が明らかにされ、さらには町民への思いやりのある予算編成が実現するものと認識し期待をしているところであります。

様々な思いを込めて以下の点について、町長の考えを伺いたいと思います。

18年度予算編成と今後の行政運営についてであります。

まず1点目は、18年度予算編成にあたっての基本的な考えと重点項目について、町の将来をどう見据えているかということも含めてお伺いをしたい。

2点目は、歳入の確保と歳出抑制の見通しと対策。交付税を含めた国・道の支援、または町税等、その他様々な歳入の見通し、または行革を含めた効果、また今後の対策及び基本的な考え方についてお伺いをしたい。

3点目は、公共施設有料化による課題と徴収料活用する方法であります。様々な町民の反応が表れておりますけれども、この辺についてのお考えをお聞かせいただきたい。

4点目、行政の使命遂行と健全財政を目指す新たな効率化対策。

また5点目については、深見町政で主要政策としている福祉・農業に対する具体的な取り組みとどこに目標をおいているのか、その辺について伺いたい。

6点目は、様々な変化する情勢の中で、その変化を見据え新たな取り組みをしようとしているのかどうか。その辺について、伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、平成18年度の予算編成と今後の行政運営について、6点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の「18年度予算編成にあたっての基本的考え方と重点項目」についてですが、予算編成の基本方針は、歳入規模に見合った歳出、いわば身の丈にあった予算編成を実現させ、財政の健全化を目指すことを基本としており、行政改革の推進と財源確保のほか、町民の行政参加を前提に予算編成を行うこととしております。

なお、来年度の予算組みにおける重点項目につきましては、毎年、総合計画の実施計画を調整したうえで事業を絞り込んでいるところですが、議員もご承知のとおり、本年度以上に厳しい財政状況となることが予想されますので、今後、事業の緊急度や事業効果等を考慮し、かつ、新年度の歳入を見極め、最終的な判断をしまいたいと考えております。

基本的には、地域経済への影響も念頭におきながら、継続事業を中心に進めていくことを基本に、福祉や教育等に係る予算にも配慮しながら、その目的や効果等を見極め、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の「歳入の確保と歳出抑制の見通しと対策」についてですが、まず歳入につきましては、歳入予算の約7割が国や道からの補助金や交付金依存している現状でありますので、特に現在国が進めている三位一体改革がどのようなものかを見極めなければ、何とも申し上げられない状況にあります。

歳出の抑制につきましては、ここ数年間で抜本的な取り組みを行っておりますので、今後の見通しとしては、大きな上積みは難しいものと認識しておりますが、行政改革に終わりはありませんので、小さなことを地道に取り組んでいくほか、従前と違った視点での検討も必要かと考えております。

次に、3点目の「公共料金有料化の課題とその活用方法」についてですが、町民懇談会や利用団体の説明会を通じ、公共施設の原則有料化については、一定の理解が得られたものと判断しております。

また、使用料の減免を行うことにより、利用者への影響は最小限のものにとどめられるものと思っておりますが、今後、さらに利用拡大に向けた取り組みも検討してまいりたいと考えております。

なお、使用料の使途につきましては、維持管理費の一部をご負担いただくことを基本として、説明してきたところでございます。

次に、4点目の「行政の使命遂行と健全財政を目指す新たな効率化対策」についてですが、行政を進めて行くうえにあたって、民間的な発想や感覚を取り入れていくべきものと考えております。しかしながら、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することが法で定められておりますので、財政がどんなに厳しくても、やるべきことはやらなければなりません。

その財源を生み出すための手法として、行財政改革があるものと思っておりますが、行政だけでは限界がありますので、地域あるいは住民組織、団体等のご協力をいただく環境づくりを行っていくことが、健全財政に向けた対策として不可欠であると考えております。

次に、5点目の「福祉と農業政策に対する具体的な取り組みと目標」と6点目の「情勢変化を見据えた新たな取り組み」についてですが、現在、新年度予算の積み上げを行っている段階であり、また、国・道の政策が大きく変わろうとしている状況にもありま

すので、お答えできる状況にないことをご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 再質問をさせていただきます。

歳入に見合った、身の丈にあった予算編成をすると。町民の参加を求めていくということでありませけれども、当然先ほどの答弁の中にもありましたように、この地域の経済にどう影響するのかというところは重要な課題になると思いますし、町民がその予算編成、またそれによって係る賦課に対して理解をする、納得をするということが必要かと思ひます。ただ、町民参加を考えていくということでありませけれども、どのような支障を持って考えていくのか具体的なものがあれば教えていただきたいと思いますけれども。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま町民参加の具体的な考えについてのお尋ねがございました。

昨日からの一般質問の中でお答えしていますように、これからいろんな負担を求めたり、あるいはいろんな事業をしていくときには町民の理解が不可欠でございます。そうしたことから、今年度より重点的に行っております町民懇談会、これをさらに充実させてまいりたいと思ひますし、あといろんな効率化を図っていく中で、いわゆる各種団体の協力というのが不可欠であります。

また、それ以上に経費を圧縮していく手法として、指定管理者ですとか、あるいは今先進町で進められておりますNPOの法人化に向けた取り組みもやっていくことを検討しなければならないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 予算編成する中で、当然これからの町がどうなるのかということがしっかり見えていなければ適切な予算編成はできないというふうに思ひます。

先ほどの答弁の中では、経済の影響等を見極めながらということもありましたけれども、この予算編成をするにあたって、この町の将来をどこに見据えているのか、どういう形を持っていこうとするのか。その辺についてお聞かせをいただきたいと思いますけれども。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 今、前段お話をさせていただきましたように、これからの行政運営ということになりますと、すべてが町であるということだけではなくて歳入に見合った歳出というもの考えると、やはり町民の方々にもボランティア的な形でご協力をいただかなければならない分野もあると思ひますし、これは非営利組織NPO、こうした活動もこれ大事になってくると思ひますが、公共サービスに深く関わる問題ですので、こうしたことにつきましても、積極的に町民あるいは町民の各組織にも呼びかけてご理解をいただいいていかなければならないと思っております。そんな中で、そうした取り組みをやりながらどれだけ実際やっていけるのかということを中心に考えた中でやはり対応していかなければ、これはどうにもならない先行きということになってしまいますので、その辺のところ議会の皆さんともしっかりこの辺のところは協議をさせていただく中で進めていかなければならないと思っております。

非常に難しい問題ですけれども、まずはそうした歳入に見合った歳出を中心として、住

民の皆さんにご理解をいただきながら進めていくということを前提といたしていきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） まさに入りにあった出というのは、当然考えていかなければならない。そのルールを破ってしまうと当然先が見えないということになるわけです。

今非常に厳しい状況の中で、予算編成をするときに先ほども申し上げましたように、例えばどこまで今は先日の質問に対しての答弁の中で、当面その自立をとという話もございました。例えば、自立をずっと続けていくということを見据えるのか、それとも白旗を上げるのか。その辺については大きなこの予算編成の中で、差が出てくるのではないかと思うわけです。先日の一般質問のやりとりの中でも、どのようにして基金の確保をするのだということもありましたけれども、大変な状況というのは今もお話があったような状況だと認識ができますけれども、自立を目標にした予算編成っていう形で、私どもはとらえてよろしいのかどうか確認をしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 現段階では、平成18年度予算編成につきましては、自立を前提として予算は当然組むわけです。

ただ、今国の考えておりますことは、3,200ほどあった自治体を1,000以下にするというのがこれは国の今考えている大きな目標でございますし、その背景としては国の公債残高、いわゆる借金が一世帯当たりにしても1,630万円近い借金になっていると。一世帯当たり1,630万ぐらいの借金になっているというような現実から、やはり自治体の数を減らして少しでも効率的な行財政運営ということを基本に考えているわけです。私どももそのことは理解をできましたので、しかし、住民サービスということを考えれば、大きな合併よりは小さな合併のほうがいいという判断から当初置戸町との合併を模索したわけでございますけれども、残念ながら住民のアンケートを取った結果93%の回収率で57.2%の反対ということになりましたので、これは断念したわけですけれども、しかしこれで済むかと言いますと、今ますます国は厳しくこの合併問題というのは迫ってきておりますので、これから先どうなるかということを具体的に明確に申し上げられませんが、このままでは済まない状況になってくるのではないかと。合併しないで自立でいく自治体に対しては、ますます交付税を減らしてくると。自立でいけないような環境をつくってくるような形になるのではないかとということも心配されますので、そうした国の動き方向性を見極めながら、私は判断をしていかなければならないそういう時代を迎えるというふうに認識をいたしておりますので、その辺しっかりまた議会の皆様方ともよく連携を密にしながら対応をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 非常に先行きの見えないという点では、我々も強くそのことを認識しているわけでありまして、いずれにしましても、先に向かって足を止めるわけにはいかないということでありますので、十分協議をし、方向付けを論議して進めていくべきだという風に感じております。

それで、次の歳入確保と歳出抑制の関係でありますけれども、なかなかその状況を見え

ないのだということでありました。もし、現段階で交付税等の見通しがあればお知らせをいただきたいと思うのと、人口減による影響がどのように出るのか。その辺も含めてお聞かせをいただきたい。

また、歳入の関係で町職員の減給等がありました。このことによる、町の歳入への影響と町への経済的な影響というのはどのようにとらえているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま3点お尋ねいただいたのですが、1点目の普通交付税の現時点における見通しというお尋ねでございました。私ども今地方財政計画の詳細のものがまだ資料として来ておりませんし、例年1月末にならないと新年度の単位表というのが明らかにされませんので、時点で具体的なこと申し上げる段階にはございません。

ただ、新聞報道によりますと地方税の収入と交付税の減額分も合わせてやると前年並みの国としての予算は確保できたというような新聞報道されております。ただ、当然地方税の収入というのは、自治体によって当然上下差がありますので、それについては具体的にどうなるかというのはまだ不明なところでございます。

また、国庫負担金等の一般財源化というものも今進められてきておりますし、そうしたものの基本になるのが一般財源化されてくるときには、人口に一定額をかけて算出することになりますので、そうしますと私ども小規模の自治体にとりましては、かなり目減りがするのかなという感触が持っております。ただ、国のほうの一部の考え方には、そうしたのも交付税の中で、また調整するのだというような考えもあるようですし、いずれにしても現時点では明確にお応えできない状況であるということで、ご理解をいただきたいと思えます。

それと国勢調査の結果によりまして、人口が5,981人に減っております。

先に行いました町民懇談会の中では、人口6,000人に想定しながら財政推計をやらせていただいております。その時点で6,000人ということなのですけれども、全く概算で申し訳ないですけれども、5,000万円程度の減収につながるものではなかろうかというふうに考えてございます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 3点目で給与に関わってのご質問がございました。

ご質問内容は、今回の議会でご提案をしております三役の給与の改定に伴うご質問かと思えますけれども、今回の給与の減額によりまして総額でおよそ240万円程度、年減額になるであろうというふうに見てございます。

これが町の経済にどのように影響するかというと、この金額分が影響するのかなと思えますけれども、ただ、全体の職員の給与につきましては、今回の人事院勧告でだいたい横ばいの状態でした。今後の給与の構造の改定等もありますから、その時点ではそれなりの影響が出てくるかと思えますけれども、現時点ではこの特別職の給与の減が平成18年度予算の中では影響してくるだろうというふうに見てございます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 240万円、三役の減額分が影響するということでもありますから、

おそらく今まではその分積み上げてだと思しますので、変わらない経済効果を出すように努力をお願いしたいと思います。

人口減による交付税5,000万円ぐらいの減が予測されるということもあります。非常にそういうことも含めると、ここで歳出のことを十分に考えて対応しなければなくなるのかなというふうに改めて実感をしているところでありますけれども、ここで歳出についてでありますけれども、なかなか新たな取り組みですとか、いろんなことについては十分な検討を加えながら対応していかなければならないというような感じだったと思っておりますけれども、いかにして先ほども言いましたように、町の経済に影響のないような形で、さらに町民サービスがマイナスにならないと。最初に、町民参加という形で予算編成にあたるのだということでありますから、当然この辺で支出を抑えるということになりますと、どこかにそのひずみが出るのでないかと思っておりますけれども、この歳出抑制のポイントと言いますが、予算編成の中でこの部分を抑えるのだということがあれば教えていただきたい。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま歳出抑制のポイントについてのお尋ねがございました。

町長からの回答にもありましたように、現在予算の積み上げ作業をしている真最中でございまして、まだ歳入も歳出も固まっていないというのが現状でございます。ただ、基本的にはこれ従前もそうなのですけれども、例えば町民にとって不要なもの、あるいはなくてもいいもの、あった方がいいものと言ってもいいかと思うのですが、そうしたものを厳密に判断していくということが、まず一番大切な最初の出発点でないかなと。とっかかりのところだろうというふうに思います。

あと大きい歳出の分で申しますと、投資的事業がやはり大きなウエイトを占めてきます。投資的事業を実施するかどうかの判断につきましては、当然財源があるもの、有利な起債が充てられるものと、そういったものを基本にまず進めていきたいと。そうすることによって、地域経済に与える影響も最小限とどめることができるのではないかと。財源確保に最大限の努力をしたいということでございます。また一部には、全く一般財源を投入しないといけないものもあろうかと思っております。そうしたものにつきましては、先ほど言いましたように、どこまで我慢していただけるものかという判断もしながら適切に対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） いろんなことが考えられるのですが、例えば歳出抑制については、今課長から説明ありましたように、どれだけ町民に理解を得れるのか。その辺が鍵になると思うのです。例えばやらないのではなくて、町民の参加をいただきながら対応できるものはそのような形をとると。ここで基本的な町政の考え方と言いますか、方向性、町長の腹積もり言いますか、そこが大きく影響してくるのではないかというふうに思うのです。要するに、町民に納得させるということは、一職員が出向しているような状況を説明しても、なかなかこれは「お前の勝手な話でないか」というようなことで一蹴されてしまう可能性があるわけです。ここでやっぱり首長が出て行って、一つの方向性をきちっと理解してもらおうというような作業が欠かせないだろうというふうに思っておりますけれども、

そういう方向で町長として取り組む考えはあるのかどうか伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 今の段々の話をさせていただいておりますように、大変厳しい財政状況になってきているわけですけれども、そうした厳しい財政でもこの町政運営というのはやっていかなければならないわけですし、そうしたことを考えますと、やはり町民の理解というものいただきながら、効率的・効果的な行財政運営をやっていくと。そうやりながらできるだけ住民サービスというものを確保していかなければならないと思うわけですが、ある程度我慢していただかなければならないものも出てくると思います。

ただそれをただポンポンとやるだけではなくて、やはり町民の皆さんのご理解をいただいた中で、その辺をやっていかなければならないと思いますし、また順位的なものも出てくるかと思えます。幸い本町にとりまして、ほぼ必要なハードのものはあらかじめできあがっているという環境がございますので、そうしたものの効率的な活用も十分一つ町民の皆さんにはご理解をいただき、積極的な活用もしていかなければなりませんし、また、あまり利用のないものにつきましては、当面の間休んでしまわなければならないものも出てくるかもしれません。そうしたことも含めて総体的に町民の皆さんにもよくご理解をいただき、そしてご協力をいただき、これからの行財政運営というものやっていかなければならないというふうに思っておりますし、また、役場職員においてもより積極的にそうした感覚を持っていただきながら効率的な行財政運営に努めていくと。

できるだけ住民サービスは、向上させていかなければならないと思いますけれども、しかし、我慢をしていただかなければならない環境にもあることをまずご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 今、町長が言われました当然町民として住民として我慢しなければならぬことは我慢していただく。そして、理解をもらうということでもあります。その理解をもらうために、一つ町長も足を運んでいただきたいなということをお願いしておきたいと思えます。

3点目でありますけれども、公共施設の有料化による課題であります。私もこの話が出てから、町民の方から不公平感についての声を耳にしております。まず、団体からの利用料徴収ということではいかがなものかと。また、団体といってもそれぞれ組織によって人数が違うのではないかと、個人における負担というのが非常に差が出るだろうと。これについては、どう考えているのかなという疑問が投げかけられております。当然、我々も前段で説明を受けておりますし、徴収に係る経費の問題等もあるということでもあります。それなりに私どもが理解しているつもりでありますけれども、町民から見ると非常に大きな不公平感を感じている方々も多いということでもあります。これらについて、一定の理解をもらっているのだというようなお話でありましたけれども、公共施設の効率的な活用も含めてどのように具体的な取り組みをして、この不公平感も払しょくできるのか。お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 今、使用料に關しましての不公平感をどうやって払しょくするかというようなお尋ねでございます。

まず、基本的な部分で申しますと、負担の公平化というところから、この原則有料化という問題が出てきております。申しますのは、当然施設をつくるときに税を充ててつくるのは当然皆さんご理解いただけることだと思うのですけれども、その後の使用に関しましては一部の方が利用すると。片や多くの方が利用していないと。その利用していない方から見ると、「利用している人ばかり使っているのに、1銭も負担しないのはおかしいのではないか」という、そういう気持ちも影では必ずあります。そういったものをわずかでも負担していただいて、負担の公平化を図るというのが、まず出発点でございました。今、具体的にお尋ねのありました団体からの使用料という、それを取ることに付いてのこととございますけれども、まず団体については、優先的にその施設を占有して使うことができます。要するに、ほかの方が使いたくても使えないのだという状況が生み出されてきます。そうしたことから、まず基本的には団体に対しましては、維持管理経費から算出しました一定額を負担いただくかというのがまず一つでございます。

それと利用する団体の人数によって、個人割にしますと非常に負担の差が大きい不公平でないかというお尋ねでございました。例をあげますと、例えばミニバレーとテニス。そうしますと人数の差が相当ございます。当然、テニスの方の負担が高くなるということがございます。

確かに、説明会や懇談会の中でもそうしたご意見もございます。その際に私どものほうで答えましたのは、いずれにしてもそれだけの大きな施設を占有するのだから、当然負担は高くなるのはもうこれは理解してほしいと。逆に人数の多い団体からいえば、例えば一人当たりいくらかという使用料の取り方をしますと、例えば4人の人数で使っていて、そんな安い使用料だと逆に不公平でないかという意見もございました。そうしたことから、この利用人数によって、一人当たりの負担の差が出るのはやむを得ないことなのかなど。逆に説明会の中で、負担はその差はあっても当然だというようなご意見もございましたので、賛否両論あるかと思えますけれども、一定のご理解はいただけたものと私どもとしては考えております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 最初の答弁の中にもありましたように、一定の理解が得られているというご認識のようでありますけれども、まだまだ町民の中にそういう状況認識がされていないというのが実態でないかと思えます。これからについても、ぜひそういう状況を基本的な部分からお伝えをいただくような努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次の行政の使命遂行と健全財政を目指す効率的な対策でありますけれども、当然先ほどの町長の答弁にもありましたように、行政としてやらなければならないことは、それはやらなければならないんだと。住民サービスというのは、可能な限りマイナスにならないように努力をするという話でありました。当然、行政の使命というのはそういうことだと思いますので、その辺については心強く聞いていたところでもありますけれども、いかに先ほどからお話が出ていますように厳しいのだということでもありますから、少ない財政を効率的に、かつ、住民も満足できるような運用をするのかということになるかと思えます。

そこで私は、その今現状で私自身が感じているところは、それぞれ課別に仕事分担されまして、それぞれの持ち屋で自分の仕事を全うすべく努力をしているという状況だと思うのです。しかし、それを受ける町民は一人であります、個人であります。その間見ます

と、その壁自体がエリアが区切られていること自体が極めて不合理だというふうに感じているところだと思うのです。そのことが行財政の効率化という点でいけば、障害になっているだろうというふうに思います。

例えばここで一つの例をあげますと、老人保健の財政、非常に厳しいということがあろうかと思えます。それを抑えるという部分でいきますと、これは予防をいかにするか。また、心身ともに健康を維持する、いわゆる町長が言われている「いきいき」と「はつらつ」と暮らすためには、当然社会教育という分野が絡んでくるのではないかと。

このように、この辺を全部つなげていくことで、ものすごく効率のいい町民に向けたサービス、財政の効率化、行政の効率化というのが可能になってくるのではないかというふうに考えるわけです。確かに、それぞれ専門分野で専門の知識を仕事に生かしていくということも当然重要なことでありますけれども、町民の側から見た行政というのがいかなるものかと。一つ視点を交えながら、これからの行財政運営をしてかなければならないのではないかというふうに私思いますけれども、その辺についての考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま行政運営の中で、町民の側に立った視点で行政を進めるとき。そのために効率的な行政運営をというご意見がございました。全くそのとおりだと思いますし、今、例えでお話のありました老人の健康問題等々につきましても、縦割りではなくて横のつながりも十分にとりながら、例えば社会教育の担当者と福祉保健課の担当者が常日頃連携を密に取りながら、それぞれ職務にあたっておりますし、それが町民の健康増進につながるものというふうに信じて、行政運営を行っております。

これは老人の問題ばかりではなくて、ほかの業務についても、そういう横のつながりと縦のつながりがうまくできた中で運営していくことが今後も必要であろうと、そのように思っております。

ただいま議員のご意見を十分念頭に入れながら、今後の行政運営にあたってまいりますので、今後ともよろしくご指導のほどお願いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） そういう行政の課の壁と言いますか、ないのかもしれませんがけれども、見えないそれぞれのエリアの部分。その辺を十分検討して、新しい効率的な体制を取っていただきたいと思えます。

いろんな事例がありますけれども、近くで言いますと、せたな町は3年間で老人医療費が半減したという報道もあります。これは保健活動ですから体力づくり、予防という一連の取り組みの中で、実現していくということでもあります。これからしても、先ほど申し上げましたようなことが考えられると思えますので、また、昨日から議論されております各施設の経費削減等についても、別に前段の議員さんの質問に対してとやかく言うわけではありませんけれども、プールの問題等について考えれば、例えばプールでそういう予防治療のために活用して、そこから益が出たとすれば、そういうものをきちっと数字で表されるような状況を取れるとすれば、例えばそこにこれだけのお金をつぎ込んで町民は納得してもらえないのではないかと。例えば施設利用の不平不満についても、「これがこのように使われているんだ、ここでこういう益が出るんだよ」ということを明確に示せば、納得して

いただけるのではないかと。それが強いては、効率的な財政運営と行政運営というところにつながってくるのではないかというふうに思うわけです。ぜひ、基本的部分の改革というところに取り組んでいくという姿勢が必要かというふうに思います。ぜひ、この辺については検討し、可能であれば新たな取り組みに踏み出していきたいというふうに思います。

次の件でありますけれども、主要政策に関わってのことです。

町長は常々「福祉と農業に対する政策が私の柱だと、政策の柱だ」というふうに言われております。

福祉と言いましても、老人福祉から子供の関係からいろいろと幅広いということが言えるかと思っておりますけれども、それらを例えば一つ一つを分断するのではなくして、町長がこの部分に絞りたいというのであれば、それはそれでいいかと思っておりますけれども、町長が先ほどもちょっと私申し上げましたけれども、町政の基本理念としている「いきいきはつらつ心の通うまちづくり」という部分。これをして、それはどういうものかということ私いろいろと考えてみましたし調べてみました。そうすると、まさにこの福祉の部分に憲法25条で規定されている福祉の基本的な考え方と合致すると。これはもう素晴らしいことだなという風に感じたところであります。そういう点で、町長がそれぞれこういう財政の中で大変かと思っておりますけれども、その基本理念に合致する憲法でも方向づけされている、そういう福祉に対して例えば老人福祉医療負担が増大されるとか、様々な法改正等によって負担増というのが強いられてきていると。当然、負担が増えるということは、生活困窮ということが出てくるわけです。また、障害者の件については、障害者自立支援法が平成18年4月から施行される。また、これについて耳にしたところによりますと、非常にその障害者の社会参加の部分が失われるのではないかという大きな不安を抱いている人たちもたくさんいらっしゃいます。

もちろん子育て支援の関係も、このあとでそういうことも出てくるかと思っておりますけれども、これらについても人口を確保していく基本的な部分として、いかに心地良い子育てができる地域なのかということが大事になると思うのです。これらについて考えると、先ほども言いましたように、将来を見据えた政策としてきちっと具体的なものを打ち出していく必要があるのではないかというふうに考えます。

それで幅広いと先ほど言いましたように、大変一つ一つについてどう考えているのかという部分については、難しいかと思っておりますけれども、町長がここの部分は譲れないというような福祉に対する政策を持っていればお聞かせをいただきたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ご案内のとおり、まさに高齢化社会と少子化社会というものがあるわけでございまして、これらがこれから町に、その自治体にどんな影響を与えていくかということは当然想定をしていかなければならないことだというふうに思います。そういう現実をきちっと見極めた中で、これからの行政運営というものが求められるというふうに思います。少子化社会という中では、やはり子育ての問題も出てくるでしょうし、ただ、高齢化社会になって年だけとればいいではなくて、元気ではつらつと年をとっていけるような、そういう老人福祉という面も含めて、これからの自治体の課題というものは非常に大きいだろうと思っております。

ただ、寝たきりで年をとるとかそういうことではなくて、やはりこれからの高齢化社会に対応するためには、やはり元気でもはつらつとしてこれから年をとって行って、まだ70歳だ、まだ80歳だというぐらいに考えていただけるような、そういうやはり高齢化社会というものを実現していかなければならないとそのように思います。そういった意味で、老人が多くなるのが悪いことではなくて、その辺のところをしっかりと対応することによって、またお年寄りも元気で長生きをしていただけるようなそういう社会が実現すると思っておりますので、そういった意味でも高齢化社会に対する自治体としての対応というものはこれからますます大事になってくると思っておりますし、施設的なハードサービスだけではなくて、やはり老人自身本人がきちんとした感覚・認識を持って、これからの社会に生きていけるようなそういう支援・指導というものをさせていただかなければならないと、そのように思っております。

非常に難しい時代になってきていることは確かですけれども、しかし、それを私ども自治体としては現実の問題としてきちっと受け止めて、マイナス志向だけで考えるのではなくて、いかにお年寄りも、そして自治体もそれをプラスに置き換えていくかということが大事だと思っておりますので、そういう方向でまた頑張っていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 先ほども申し上げました障害者自立支援法が、平成18年4月に施行されますとなっております。

当町におけるこの法律施行による影響、またこれに係わる福祉の展望をどう予測しているのかお聞かせいただきたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 今、自立支援法に関する本町の影響ということで、手元に資料ございませんので具体的なことちょっと申し上げられないのですが、今進めておりますのは、法改正に伴いまして様々な影響が出てきますので、例えば障害者の今の老人介護保険法ですか、そのような形の障害者の認定事務ですとか、いろいろな作業が出てきて、今その準備を進めている段階ということでございます。

ただ、あと今の共同作業所とか障害者に係わる方の、障害者の方に係わるいろいろな作業がありますけれども、その部分も現行の体制、道なりの補助金が減ってくるとか、そういうような問題もございまして、それらの対応をどのように進めるかということで、検討を加えているということで、今まであまり具体的なことをちょっと申し上げる段階にございませんので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） いずれにしましても、弱者が先行き不安を大きく感じることをないような手当。先ほどから町長が答弁の中で言うておりますように、必要なサービスをきちっと実行していくということに主眼をおいてほしいと思っております。

続いて、非常に時間短いわけですので走りたいと思っておりますけれども、農業政策の関係について1、2点確認をしたいと思っております。農業者にとって基盤整備ということについては、非常に今までもこれからも大きな位置づけをしているというふうに思っておりますし、そのことによつての町財政への影響も出てくるということからすると、この事業はパワーアップ事

業等をどう取り組むのかということが大きな意味を持つてくるのではないかと。

それともう一つは、こういう事業の取り組みをどうするのかということについて、一定の時間と申しますか、時間をおいてと申しますか、前段で方向性を示すということがそれぞれの経営の中でどう取り組むか、この自分の経営をどうするのか、将来的な展望ということと大きく係わりを持つわけです。そういう意味で、一定の町としての方向をお示しいただきたいと思います。

また、もう一つ生産基盤の確保であります。当然、農業を主幹産業とする町でありますから、町長が前半の答弁で申していましたように、そこから上がる所得が町の歳入に及ぼす影響も大きいのだという話もありました。そういう意味で言いますと、生産基盤をきちりと確保していくということが大事になろうかと思えます。

それで先般、国有地の払い下げ等がありまして、たまたま法人でありますある企業が法人化し、落札をしたという経過がございます。当然、その用地に関してはいろいろな地域からの要請等もついてきたかと思えますし、町への要請もあったかと思えます。結果的には、北見の業者が落札したということでもありますし、その数字予測によりますと、到底一般の農家が取得できるような想定額でないというのも事実であります。これらをして考えますと、農業を主幹産業であり政策の柱とするのであれば、当然前もってそれらを町民が取得できるような政策的な体制を取るべきだったのか。本当に農業が政策の柱なのかなという疑問を感じたところでもありますし、周りの多くの方々からどうなっているのだというお叱りを私自身が受けました。そういうことからして、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま2点のお尋ねをいただきました。

1点目の基盤整備、パワーアップの町財政の影響等に係るご質問に対して、私のほうからお答えをしたいと思います。

まだ、道のほうで最終的にパワーアップ事業がどうなるか、まだはっきりしておりません。新聞報道によりますと、農業者負担を変えないで、道と市町村で負担割合を協議するのというような報道もなされておりますけれども、ちょっと事実関係まではまだ把握してございません。

ただ、現状農業者負担の残りの分につきましては、道と町が2分の1ずつ負担しているという現状にあります。この状況でいきますと、一般財源としまして5,000万円程度はやっぱり毎年町で用意しなければならないと。今の財政状況考えると、非常に厳しいということも言えます。ただ、一方では町長筆頭にこのパワーアップ事業の継続について、道に対して要望してきた経過もございます。これから、その負担割合がどういうふうになるかという部分は、何とも申し上げられない部分もあるのですけれども、場合によっては、今後のこととなりますけれども、場合によっては町の財政能力に見合った事業に調整していただくというような部分も出てくる可能性もございます。ただ、現時点でまだまだ予算の積み上げをしている段階でございますので、この程度でご理解いただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 2点目で、苗畑の跡地の問題でご質問がございました。町の場合にも公共施設等の関係で、利用する計画はないのかというお問い合わせが実際にありま

した。ただ、本町の今の状況では公共用地として取得して、公共事業に使うという経過もございませんので、それはお断りをさせていただいた状況がございます。

あと、農地としての購入等については、そういう問合せ等はございませんでしたので、町としてはそのような対応はしてございません。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 時間終わってしまいましたけれども、最後にその先ほど言いました最後に助役が答えていただきましたけれども、農地購入に対する要望がなかったということであります。これは町民からなかったのか、国からの機関からそういう問い合わせがなかったのか、ちょっと不明でありますけれども、おそらく町民からは継続的に出ていたというふうに私は認識しておりますので、そういうところからして先ほども言いましたように、基本的な農政に対する姿勢が問われるのではないかというふうに申し上げたわけがあります。

また本来でありますと、町のこれから取り組むべき政策についても、ご提案を申し上げたかったわけがありますけれども、時間が切れてやめるというわけがありますので、ここで閉じさせていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで午前11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は14番、橋本憲治君の発言を許します。

橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 3点ほど通告してありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

1点目、北見地区消防行政についてでございます。

各市町の財政が厳しいときでの北見地区消防組合の再編成にあたっては、今まで全国でも北海道だけの自賄い方式を取り入れていたが、今こそ消防行政への組織替えが必要と思われるが、当町として今後どのような対応が出てくるのか、お伺いをしたいと思います。

1つ目に、 についてであります。今まで北見地区消防組合は、1市3町から北見市・端野町・訓子府町・置戸町の枠組みで行われておりましたけれども、新北見市、この来年の3月5日に合併によりまして、北見市・常呂町・端野町・留辺蘂町と訓子府町と置戸町の広域的な消防行政の組織替えになります。今すぐこの体制が一本化になり、消防行政をとり進めることには困難が予想され、その場合北見市の合併時に広域委託事業へ訓子府町と置戸町の2町を含めて転換が可能であれば、すみやかに2町の移行ができないか。広域的な北見地区消防組合が新しい組織づくりが誕生すると思うが、どのような取り組み状況になっているかお伺いをしたいと思います。

についてであります。今後より一層の広域体制の強化を図るために、いくつかの懸案があると思うが、その一つに今まで北見市の退職年金制度の加入の問題がネックになって

いたため、広域体制の話が進められなかったが、合併により合併特例債での対応が可能ならば再編成時にあたっては、大きな改革が推進できるのではと思うが、どのように進んでいるかお伺いをしたいと思います。

合併後の1市、北見市・端野町・常呂町・留辺蘂町、合わせまして2町、訓子府町、置戸町の組織替えにより、財政の見直し特に共通経費の見直し、消防署職員の配置、身分の同一化など検討をすべきでないか。

についてであります。大地震、台風、集中豪雨、交通災害などの消防緊急、消防隊体制の充実が求められるときであり、消防救急無線のデジタル化の推進が必要となり、広域体制の移行に伴い早急に対応が必要と思われまじ、予算化を行うべきではないか。

以上、4点をお伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま北見地区の消防行政について、4点にわたりご質問をいただきましたのでお答えいたします。

1点目では、「消防事務委託の取り組み」についてお尋ねがありました。

地方自治法に行政事務を他の普通地方団体に委託できる規定があり、消防事務もその例外ではないことはご承知のとおりでございます。北見地区消防組合においても、効率化や経費節減を推進するため、平成16年2月から北見地区消防組合議会の「広域消防業務推進調査特別委員会」で消防事務の委託方式について調査・研究をしてきた経過がございます。

全国的に市町村合併が進み地方自治体の枠組みが大きく変動する中で、消防事務の委託は有効な行政改革の手法の一つと認識しており、今後も研究課題として対応されるものと考えております。

次に、「消防職員退職金に係わる消防組合での協議」についてですが、組合本部職員は北見市職員であり、その退職金の性格について自治体間に認識の違いも潜在しています。しかし、消防組合は共同で設置し本部職員が包括的に組合業務に当たっていることから、本町及び置戸町が本部職員の退職手当組合掛金相当分の経費を平成18年度から負担することで認識が一致いたしました。当面は、自まかない方式を継続しながら改善すべき点は改善して、北見地区消防組合に参加してまいりますのでご理解をお願いいたします。

3点目には、「消防組合の財政運営の見直し」についてご質問をいただきました。消防組合の共通経費は、従前から人口や財政規模などの割合で負担率を決め負担額を算出していますが、当面この方式は継続されるものと思います。

新北見市の合併後において、新市の消防機構の変更があっても、それが訓子府支署の体制にストレートに影響があるとは考えておりません。また、職員の身分については、自治体の合併や消防事務の委託が行われる場合に身分の変動が予想されますので、現時点で訓子府支署に影響は生じません。

ただし、消防組合の効率的で機能的な運営を推進するため、職員の消防技術の向上や多様な現場体験などを重視し、来年度から組合本部と支署間における人事交流を実施する予定ですのでご理解をお願いいたします。

4点目は、「消防救急無線のデジタル化」についてのお尋ねをいただきました。無線のデジタル化は電波が減衰しにくい性質があり、電波が届きにくい地域を解消し、守秘能力に

優れているなどの特徴があり、消防救急用としては最新のシステムと聞いております。しかし、消防組合全体でデジタル無線システムを導入するとなれば、大きな経費負担が予想されるほか、現行の無線システムも特に支障なく稼働中ですので、今後組合の中で協議・検討を進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） まず消防広域行政につきましては、最初大変心配したのは、北見市の議会の中で新しい市に向かって北見市・留辺蘂町・常呂町・端野町で消防行政を進めるべきでないかというようなお話も1、2にあったとお聞きしております。ただ、そのあと市長が議会の中で、「広域的に置戸、訓子府も含んで広域的な行政になっていきますよ」というお話が新聞に載っておりましたので、そういう意味では不安は払しょくされたのかなと思っております。ただ、今消防行政の有効であるということでお答えがありましたけれども、私も4年前に消防議会の議員の一人として、合併時も含めて、もう少し効率的に消防行政を進めていくべきではないかというような協議会を立ち上げた経過がございます。それは、北見市の消防議会の監査の方からのご指摘ございました。この方は民間から、聞けば北見信金のOBさんということで提言がありまして、北見地区の消防行政に対しては、効率的に連携も含めて広域的な行政にはなっていないのではないかと強い指摘がございまして、その意味も含めて皆さんで協議会を立ち上げた経過がありますので、自賄い方式を移行するように今検討中ということもありますけれども、再度北海道独自で様々なご意見があると思いますけれど、自賄い方式についてどういう認識を持っているのか、再度お伺いしたいのと合わせて、釧路市がこの10月に合併して釧路市の隣町と白糠町なのですが、合併がちょっと不成立に終わったということで、飛び地で合併になったのですが、その関係で広域的委託事業をとり進めているというお伺いしておりますので、その辺の内容がわかれば教えていただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） ただいま2点のご質問がございました。

一つは、北海道独自に行われています自賄い方式に対する認識ということでお尋ねがありました。

北海道は非常に面積も大きくて、消防行政にかかわらずあらゆる行政をするうえで困難さが伴うものであります。そういった中で、北海道はこの自賄い方式、言い換えますと、それぞれの自治体の自主性を残しながら運営を進めてきたという経過がございます。

ただ、必ずしもほかのいろいろな手法からいって、100%のものかどうかという点については、いろいろ議論があるところでございますけれども、消防行政の効率性を見極めながら、今後いろいろなこの自賄いも委託も含めて、最善の道が探られていかなければならないのかなと思います。ただ、先ほど言いましたように、今時点では自賄い方式で自主性を残しながら協調し合って、消防議会で議論をしながらという、現在の方式を当面継続するという事で自治体の認識は一致してございます

2点目でございますけれども、北海道の中で行われている消防行政の委託ということで、新釧路市の合併に伴いまして飛び地合併が行われまして、音別町と釧路市の間に存在します白糠町がございます。そして、消防組合は釧路西部地区消防組合という組合に所属していたのですが、新釧路市と白糠町だけになってしまったものですから、組合を維持す

ることは困難ということで解散しまして、白糠町が釧路市消防に消防事務を委託するという形で今白糠町の消防行政が進められてございます。

委託というのは、地方自治法で定められております手法の一つですけれども、委託する方は委託を受ける側に事務一切の権限を任せるということになります。

だから、釧路市消防または釧路市市議会で予算等が審議されて執行されていくものから、白糠町としましては全体をおまかせしている形になっております。ただ、効率性の点では非常に効果があると認識していますし、国もこういった方式を広域の手法の中で進めているということもありますので、研究の値は十分にあるかと思えます。

それで財政的なことをちょっと触れて終わりたいと思えますけれども、単独でやっていたときは白糠町は3億4,000万円の負担金を釧路西部消防組合に出しておりました。今年の予算で言いますと、委託料は3億8,300万円と若干増えております。これは委託に伴う、そのときの新しい仕事仕組みを変えるための一時的な経費の増。それと組合、釧路市消防に事業費の7%を事務管理費として納めているという決まりがございまして、こちらで若干増えていることになろうかと思えます。ただ、これも一定の期間を経ますとやがて独自でと言うか、組合負担金で出していた3億4,000万円をやがて下回っていくものと思えます。ちなみに、白糠町の支署とそれと2ヶ所の集落に分遣を設けていまして、結構大きな消防体制になっております。そのように認識してございます。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 職員の身分は職員の人事交流も含めて、来年からしていきたいという話でございまして、最後のほうには言及はしませんが、今国は消防行政についてはやはり例外ではなく、今年の予算10.7%の減であります。

ただ、大きな災害、自然災害や大きな交通事故特に中越地震、それからJRの尼崎事故の教訓で消防隊員の緊急支援隊というものについては、3,000隊から4,000隊に増員したというようなことになっております。いずれにしろ広域的に連携をしてくださというの、自然災害や特に交通災害において大変難しい事故等が多くなっていると聞いております。聞けばウォーターカッターや有毒ガス、可燃ガスを含めて、緊急性にどうしても必要なものが、やはり広域的に使っていただきたいということで、そういう流れになっていると聞いております。今のところ訓子府は、そういう意味では一つの中型都市を中心になっておりますけれども、今そういう交通災害やなんかの難しい場面を見たらどういう対応になっているのか。

それから合せて、今の訓子府の訓子府消防職員が14名ですけれども、この体制自体が増員としては十分なのか。その辺の見解をお伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 2点ご質問ありました。

交通災害が発生した場合の救助、緊急の救急体制についてお尋ねがありました。一般的な規模での交通災害・交通事故等の体制につきましては、救急体制の中で100%かどうかは別としまして、相当なレベルで対応がされていると思えます。

ただ、この規模が大きくなったような事故が発生した場合は、正直申しまして、今の体制で十分かどうかというのは断言できないと思えます。災害はいつ、どのような規模で、どこで発生するかわかりません。また、その想定に基づいてどの程度の行政の手立てをす

るかということはまた別の大きな問題でございまして、常にそれは目標に対して実態というのは追っかける形になって、100%なかなか充足できない状況から続いているかと思えます。いずれにしても、広域の中で消防設備の有効な活用がこの地では北見地区消防組合を中心に、今後も検討されますし、その装備の充実に協議して対応してまいりたいと思えます。

それと支署の職員の体制でございます。14名でございますけれども、正直言いますと非常に勤務体制等々、休暇の取得もなかなか辛いような状況も続いている中で、奮闘・努力してもらっていると思っております。だからといって、支署の職員を増員できるかとなりますとなかなか大変な状況だと思えます。この職員の体制も含めて、やはり広域の消防行政をいかに効率よく追及していくかということに、やはりねらいが向かっていくと認識しております。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 14名体制、聞けばやっぱり24時間体制で次の日が完全休養にあたっているわけですがけれども、次の日は待機ということになっているそうなのですが、なかなか緊急が入ると休んでいることにならないと。

一つ北見市に聞きますと、だいたい留辺蘂の25名から28名でやっと1ユニットと云うのですか、消防業態がゆっくり休んで体制づくりになるのはそのぐらいが必要ではないでしょうかという話もいただきました。そういう意味では、大変消防職員の苦勞をかけているわけですが、そういう意味でも、ぜひ人的交流も含めて、やはり今消防隊と緊急隊のこの緊急隊のほうは右上がりになって、やっぱり件数も増えておりますし、そういう体制をぜひつくっていただきたいのと、広域的な話は収入役職務の兼業務をするということで助役さんがきっと消防行政のほうの広域的なお話が進んでいると思えますけれども、今現時点でどのようなお話になっているのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 新しい北見市と合併後の消防組合の体制等々について、助役段階で協議をした経緯がございます。その内容につきましては、先ほど町長が答弁した内容にほとんど包括されていると思えます。

議員も心配されております北見市が3町と合併をいたしまして、新しい市になったあとの消防組合の運営について、我々も非常に心配をしていたのですが、継続してやっていけるようになりました。

ご存知のように、今まで留辺蘂町が単独での消防署を持っておりました。常呂町は網走のほうの消防組合に加盟をしていたと。今回その2町が北見市と合併することによりまして、組合全体としては留辺蘂町あるいは常呂町が新しく加わったということでございます。今後の負担共通経費の負担の内容については、若干訓子府、置戸の分が減っていくのかなというふうなことも一部聞いてはございます。そんなことで行革の分も含めて、今後少しでもそれぞれの町に財政負担にならないような財政運営の中で、消防体制を充実していくと。

先ほど総務課長のほうから申し上げましたけれども、皆さん、要するに議員も記憶に新しいかと思えますが、昨年だったですか、放火と思われるロール火災が2カ所発生をいた

しました。そのときには、置戸あるいは北見の消防からも応援をいただいて消火にあたったという経緯がございまして、そのように広域的な消防体制というのは、今後も非常に重要なものであろうというふうに考えてございまして、今後の組合運営の中で、そこら辺も含めて十分協議をしながら充実した消防体制を組んでいきたいと考えてございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） やっぱり経費をいかに抑えていくかということが、これから広域消防行政の中で進めていかなければならないと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは2点目に、公営住宅整備事業についてでございます。

北見市の合併に伴い、中型都市への一極集中が考えられ、近隣町の住宅事情も変革を求められる時期になると予想され、早急に公営、民間賃貸住宅の活用、民間への協力体制づくりの対応を講じる必要性が出てくると考えられるが、今後の対応を含めて推進計画の作成づくりが急務と思われるが伺いたいと思います。

まず、1点目に新しく制度ができました「あんしん入居支援事業」の創設についてでございます。

に、高齢者の所有する住宅の賃貸を円滑化する持ち家資産活用支援制度の創設でございます。

特定有料賃貸住宅の家賃助成を子育て世代に重点化するとともに、地方自治体が自由に助成のウエイトを変えるようにできる制度の創設。

公営住宅の円滑活用するにあたって、大きな問題となっているのが、一人住居対策の見直しでございます。条例の整備を含めて検討していくべきではないかと思っております、お伺いをしたいと思います。

住宅管理費の敷金の運用はどのようになっているか、お伺いをしたいと思います。

民間業者の育成、雇用促進などからPFI事業の活用などが考えられるが、検討した経過があればお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、公営住宅整備についてのお尋ねをいただきました。

訓子府町再生プロジェクト推進計画では、主に公営住宅の推進計画の主眼として進めてまいりましたが、訓子府町の民間住宅及び町営住宅のあり方と活用計画とその計画に位置づけられた、町営住宅のストック活用、改修計画を含めた建設計画を来年度策定することとして検討しております。

訓子府町は、「訓子府町総合計画」が示す住宅施策の基本方針を具体化するため、「訓子府町再生プロジェクト推進計画」を策定し、これに基づき各団地の基本計画、実施設計及び建て替えを進めてまいりました。

しかし、「訓子府町再生プロジェクト推進計画」は策定後13年が経過し、この間、国や道の住宅政策の転化、公営住宅法の抜本的な改正、民活型の公的賃貸住宅制度の創設、PFI事業の活用など、社会・経済情勢が大きく変化していることから、橋本議員ご指摘のとおり、抜本的な見直しが必要となっており、本町といたしまし

ても、来年度で公営住宅の建て替えが一区切りできることから、現在策定中の第5次訓子府町総合計画に基づき、住宅政策のあり方について計画の策定を進めているところでございます。

訓子府町再生プロジェクト推進計画では、主に公営住宅の推進計画を主眼として進めてまいりましたが、訓子府町の民間住宅及び町営住宅の活用計画とその計画に位置づけられた既存町営住宅の活用及び改修計画を含めた建設計画を来年度以降策定することとしております。

ご質問にありました6点のうち、1点目の「あんしん入居支援事業」の創設、2点目の「高齢者の所有する住宅の賃貸を円滑化する持ち家資産の活用支援制度」の創設、及び3点目の「特定優良賃貸住宅の助成を子育て世代に重点化するとともに、地方自治体が自由に助成のウエイトを変えるようにできる制度」の創設につきましては、国の施策として民間賃貸住宅の機能向上をめざすものであり、当面、大都市部を中心に自治体などが参加するネットワークを構築する意向であります。

本町におきましても、現在展開されつつある民間賃貸住宅に多大な期待を寄せる所であり、訓子府町の民間持ち家住宅、民間賃貸住宅及び町営住宅のあり方と活用計画の中でトータル的に検討する所存であります。

4点目にお尋ねの「公営住宅の円滑活用するに当たって、大きな問題となっている一人住居対策の見直し、条例の整備などを検討すべきではないか」につきましては、本来公営住宅は公募を原則としておりますが、今回ご質問のあったことにつきましては、「既存入居者の同居に人数の増減があったこと、または既存入居者もしくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、町長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること」または「町営住宅の入居者が、相互に入れ替わることが適切であることが双方の利益となること」のどちらかの条件を整えば、現行の訓子府町営住宅管理条例で入居替えが可能となっておりますが、住宅の住み替えは入居者双方の意向を尊重しなければならないことなどから、なかなか思うように進まないのが現状であります。このことにつきましても、公営住宅の円滑な活用を目指し、町営住宅の活用及び改修計画を含めた建設計画の中で、条例改正も視野に入れ検討していきたく考えております。

5点目にお尋ねの「住宅管理費の敷金の運用」についてであります。訓子府町営住宅管理条例第20条「町長は、入居者から入居時における2月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収する」ものとしており、敷金の運用につきましては、第21条「町長は、敷金を国債、地方債または社債の取得、預金等安全確実な方法で運用しなければならない」こととなっておりますので、この敷金につきましては、一時預かりとして積み立てを行っているところであります。

6点目に、お尋ねの「PFI事業」についてであります。本町の住宅施策といたしましては「訓子府町再生プロジェクト推進計画」に沿って、公営住宅の建て替えを基本とし進めてまいりましたので、「PFI事業」を計画し実施に至るまでの検討経過はございません。しかし、現在整備を進めております公営住宅の建設につきましては、来年度で建て替えが一区切りできることから、今後の社会・経済情勢及び町の財政負担上有利であるかどうかなどを含め、町営住宅の活用及び改修計画を含めた建設計画を策定する中で、「PFI

事業」につきましても、本町にとって本当に有益な事業なのか検討していきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） ここで昼食のため休憩といたします。

午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

議長（柴田喜八君） それでは定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたしますが、一般質問の前に諸般の報告として今朝申し上げましたが、新たに田中議員が風邪のために午後から早退する旨の届出が出ております。

それでは一般質問を継続いたします。

橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） それでは引き続きお願いをしたいと思います。

まず、再質問で一人住居ということで、住宅の総数に対して何人ぐらいいるのか、わかれば教えていただきたい。

それから賃貸の民間で活用しているところが多くあると思うのですが、その把握ができていれば戸数を教えていただきたいと思います。

それと のところなのですけれども、今は一時預り積み立てをしているということでもありますけれども、訓子府町営住宅管理条例の中で、先ほど町長が第21条の中で敷金は国債、地方債、社債、預金、安全確実なものに運用しなければならないということになっておりますけれども、第2項で「前項の規定により運用して得た利益金は共同施設の整備に要する費用に充てる等、入居者の共同の利便のために使用するとものとする」ということになっておりますので、ある程度、一定程度に出入りがあるということは考えられますので、ある程度積み立てしていれば、ほかの資金運用が十分にできたのではないかなと思うのですけれども、それに合わせて総額どのぐらいあるのか、ピーク時にはどのぐらいあったのか、教えていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいまの3点の質問がございました。

1点目の一人住居世帯が単身の方が何人ぐらいいるかというご質問でございますが、これについては町内で61人でございます。それぞれ内訳でございますけれども、未広団地が多くて40戸、それと穂波団地が5戸、公営団地12戸、日出団地が4戸というふうな形になっております。

それと2番目の訓子府町における個人の賃貸住宅についてのご質問でございますけれども、国勢調査を現在進めているのですけれども、集計がまだ出てないものですから、平成12年度の国勢調査の数字で行きますと54戸というふうになっております。近年、多少民間の住宅、賃貸の住宅が少しずつ増えている現状にありますけれども、54戸でも多少少ないのではないかなという気はいたしますけれども、それは今後国勢調査の中でまた数字は明らかになってくると思います。

それと3番目の資金の運用益の総額でございますけれども、平成17年12月15日現在で敷金の合計が2,064万3,441円となっております。この中で元金につきましては、1,295万9,400円。これについては、公営住宅が退去するときに返すお金ですから正確なものであります。

それと利息につきましては、768万4,041円。これについては、先ほどご指摘のあった運用益の部分であると思います。これについては、今条例の中で議員から話があったように、これの運営金は共同施設の整備に充てるというふうな形で条例の中でも書いてあります。今ぐらいについては、この運用益を施設のほうに充てているというようなことはございません。それとペイオフの関係上、今決済用準備預金ということで、利息についてはついてないような状態でございます。

今後といたしまして、この運用益につきましては、条例にも書いてありますように共同施設の何かそういうふうな事情が出た場合について、有効利用をしていきたいというふうを考えております。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 1人の方たちが61人ということで、条例の中にもうたっておりますけれども、なかなか住んでいる居住権と言うのですか、そういう関係からなかなか難しいというお話でございましたけれども、いずれにしろ、そういう整備もほかの市でやっているところもありますし、やはり条例をよく理解していただいて、そういうことも進めていかなければならないのかなと思っておりますので、ぜひそういうことも合わせてお願いをしたいと思います。

それから積立金のお話なのですけれども、近年は預金利子が見つからないというのは十分にわかったのですけれども、この条例ができてこれ一度もなかったのでしょうか。この運用したというような経過は、今一度その点について。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） かなり昔には、運用益を使用したという例はあるようでございますが、近年は先ほど話したように積み立てという形でしております。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 6点目でございますけれども、これは私ももう何回もお願いしている経過もありまして、この12月12日に北見市で、借上市営住宅制度導入ということで道新に載っておりました。民間業者が、公営住宅制定基準などにに基づき建設を計画し、市の認定を受けて共同住宅を市が20年間借り上げ、市営住宅として市民に提供すると。

それから住宅部分は事業負担主になると思いますけれども、通路とか共用部分については、なおかつ高齢者の無形の施設については国から3分の1助成が出るというようなことを早急に来年の2月には策定していきたいというふうに記載しております。市住宅マスタープランの中で、中心部に住んでいただくような二重空間をつくっていく、町中移住を推進していきたいということが一つ載っておりましたし、そのあと北見市の市営住宅を今度は建て替えが主流だったが市営住宅をリフォームです。リフォームして住居と改善ということで、2戸を1戸にして、リフォームして再生させると。それから、建物の骨格を残して全面改築すると。それから個別改善、中だけを改善する建て方。そういうことで、この事業も早ければ平成18年から計画を立てて、10年間の間で市営住宅を見直していき

たいと。そういう意味では、民間に特に私は東藻琴やなんかのをここで発表したことがあるのですけれども、やはり20年間業者と業務・契約を結びまして住宅を作成したというような経過も言わせていただきましたし、ぜひPFIいろいろな項目の活用方法が載っております。特に、町長は「小さな投資で大きな効果をあげるんだ」ということを日頃から強く推進しておりますので、再度この今度の総合計画の住宅プランの中には入れていくというお答えでございましたけれども、再度最後にこの件についてもう一度ご見解を伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいま公営住宅の今後の整備に関わりまして、大変参考となる前向きなご意見をいただきました。

町長の答弁でも申し上げましたように、今橋本議員がおっしゃられた内容のことも含めて建設計画策定いたしますが、その中で十分検討して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） それでは3点目の総合計画の策定について、お伺いをしたいと思います。

一般的な総合計画は長期的な基本構想、「10年」抜けております。ここでお願いします。「10年」と。10年程度の、なおかつ5年程度の中期的な基本計画、3年程度の短期計画の実施計画の三部構成になっておりますけれども、総合計画については現段階で広く住民から意見を求め、スタートの時期でもあります。基本構想作成にあたっては、まちの将来像が見える提案が求められる。自分たちが住む町の将来はこういう状態になっているなど、具体的な提案がなかなかできないというよくお話を聞きます。町の自立を求めていくことは財政の厳しさの中で作成する今こそ、行政がすべての公共サービスを引き受ける時代が終わり、住民と町の協働を考えるべきであり、計画作成にあたっては十分な配慮をしながら検討をする必要があると思います。

そこで何点かお伺いをしたいと思います。

作成にあたりまして、人口の想定、それから計画年度の想定はどういうふうになっているか。

地域住民（町内会、実践会）との協働の体制づくり、協力体制づくりは確立が必要ではないか。公共事業見直し、補助金の見直しも含めてお伺いをしたいと思います。

各種福祉関係、子育て支援のボランティアの育成、NPO法人による体制づくりの創設。

住民の情報体制づくり、情報公開条例の公開する考えはないか、お伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、総合計画の策定について、4点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の人口及び計画年度についてであります。人口につきましては、来年度に開催する策定審議会の中で、議論をいただきますので、現時点でお示しすることはできませんが、基礎データの取り方によっては、実態とかい離した結果になりますので、各種

政策の効果等も考慮した推計が必要と考えております。

なお、ただいま進めている総合計画につきましては、基本構想でありますので、計画年度は平成19年度から28年度までの10年間となっております。

次に、2点目の「地域住民との協働の体制づくり」等についてであります。議員ご指摘のとおり、これからのまちづくりは住民の協力が不可欠でありますし、先進事例を見ますと住民と協働したまちづくりが大きな成果をあげているように見受けられます。

これにつきましては、3点目にご提言のありましたボランティア育成やNPO法人による体制づくりも含め、新総合計画の中に盛り込むべき項目であると考えます。

次に、4点目の情報公開についてであります。策定した総合計画につきましては、ダイジェスト版を全戸配布することにしてありますし、先に行いました町民アンケートの結果につきましては、広報に掲載するほか、町民の皆様からいただいた自由意見についても、インターネットで閲覧できるよう準備を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） ちょうど議員になりたての頃が、10年前の総合計画ができた当初でございました。1回目に人口は策定にあたっては、あの頃は6,700人前後だったと思いますけれども、想定は7,000人というような総合計画の中ではなかったかなと思うのですけれども、そういうその人口の想定することによって、おのずと中身と言いますか、取り組み方も違ってくるのかなと。人口を増やすためにはどういう施策がいるのかとか、いろんな問題が出てくると思いますので、いずれにしろその基本計画で、今度審議会で、ぜひその辺のところも早めに出して多くの住民の方たちにお示しをしていく必要があるのではないかと思いますので、その辺再度お願いをしたいと思います。

それから なのですけれども、町内会・実践会、そして芽室町に行きまして、このほかに自立を考える会という2冊の冊子を住民の方たちに約1年半かかりまして策定して、皆さんお配りしたというような経過を聞いております。そこで基本的に、「やっぱり重要性は住民はもちろんですけども、町内会・実践会の協力なくしてまちづくりはあり得ませんよ」というお話ございました。そして、前段にはやっぱり財政が大変だということで、一律カットというお話ができたそうです。そのときは20%カットということで、皆さんと一緒にその審議会で話した中では、「ぜひ、それはやめてください」と。「私たち町内会で、できることはどういうものがあるのか。下からたたき上げていきますから、ぜひそういう体制づくりにしてください」ということで、協議した結果、町内会によって申請してもらうと。「この事業に対しては、絶対必要ですからぜひ予算化をしてください」という形で、この計画の中にあげたときに、「正直言って、このぐらいのことだったら私の町内会でできます」ということで、約25%自然減、町内会の申請を待ったときに出てきたと。そういうことがあれば、ぜひ今度のまちづくり懇談会の中で、広くそういう声を拾って、町内会・実践会でできることはなんだろうか。先ほどの敬老祭ではありませんけれども、町内会にお願いすればうちの町の対象者になる方は10人いるから1人1,000円ぐらいは負担していいのではないとか、そういう話が出てきてお互いに協働のまちづくりが進めていければなと思うのですけれども、その辺のところいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 協働のまちづくりに向けて、町内会あるいは実践会、自治会の協力が不可欠であると。

一つの例として、敬老祭の話がございました。これが行政から呼びかけますと、やはり行政指導というようなとらえ方もされることもございますから、十分そこら辺注意をしながら町民の皆様の気持ちが盛り上がるようなことも考えながら、今後取り組んでまいりたいというふうな考えでございます。非常に前向きな意見をいただきましたので、今後十分参考にさせていただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） ぜひ、取り組みをお願いをしたいと思います。

それから の関係なのですけれども、NPOの育成ということで、これ「不特定多数の方たちの利益になるような、きちんとした事業をつくっていかないと、NPOはなかなか難しいのですよ」というお話をいただきました。私も参画しておりますけれども、網走の「夢の木」というNPOがありますけれども、今3名ですが、いかほどもらって生活が安定するというのがちょっとわからないのですけれども、女性の方2名、男の方1名ということは、男の方は20万円前後、女の方は15万円ぐらいで、何をやっているかということ、もちろん子育て預かったり、送り迎え、それから喫茶、それから各種公園の市のお手伝いをやりながら、今1,800万ぐらいに事業の展開をしております。いずれにしろ、これからは送り迎えも自分たちでやっているときに500円いただいて、サービスを提供するにはそれだけの代替的なお金を頂戴するということが、これからは必要になってくるのではないかなと思いますけれども、その辺についてNPOをぜひこの町内にも一つ立ち上げていただきまして、どういう取り組みができるのか検討していただきたいと思うのですけど、NPOについていかが進めるつもりがあるかないか。一言。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいまNPO法人の立ち上げの必要性について、ご提言いただきました。昨日からの一般質問の中でもお答えしておりますとおり、これからいろんなこういう財政状況を考えましたときに、このNPO法人というのを活用というのは非常に大事なことだと認識しております。ただ、これは行政が立ち上げていくものでございませぬので、そうした立ち上げの環境づくりと言うのですか、そういったものの方策をこれからいろいろ検討してまいりたいと考えております。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 最後の4点目なのですけれども、情報公開条例については、前に僕がこれを取り上げたときには、1、2年後には体制を含めて考えていきたいというような発言をいただいたと思うのですけど、いかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 総合計画の中のでなかったものですから、前言を撤回させていただきます。

先ほどこんな芽室町みたいに立派なものは出すと、これはかなりのページ数ですから大変ですので、70何ページもありますので大変だと思いますので、いずれにしろ、この皆さんのお知らせをしていくということは、これからは大事になってくると思いますので、ぜひ、インターネットを含めて広く情報を開示していただきたいなとお願いをして、私の

質問等を終わらせていただきます。

議長（柴田喜八君） 橋本憲治君の質問が終わりました。

次は12番、小林一甫君の発言を許します。

小林一甫君。

12番（小林一甫君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、介護保険制度について、5点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、1点目につきましては、本年度10月から在宅と施設間の負担公平間のため、施設の食費、居住費を保険対象から除き、原則自己負担の導入になりましたが、今回の負担増は施設を利用している低所得者にとっては、退所の勧告と同様に受け取られたということで、町として支援策はあるのか。また、検討をされているのかお伺いをいたしたい。

次2点目は、介護度に応じて食費、居住費の差はあるのか。あるとするならば数値を示していただきたい。

次に3点目は、介護保険料の滞納はあるのか。あるとするならば所得階層により変化があるのか。

4点目は、現在の特別養護老人ホームの施設が老朽化したときに、建て替えの問題が出てきますが、現在全室個室化が望まれている中、個室化にすべく考えはあるのかお伺いをいたしたい。

5点目につきましては、グループホームの施設を当町にとの話があったと聞いておりますけれども、どの程度に話が進んでいたのか。経過がわかればお伺いをいたしたい。

以上、5点についてお願いをいたします。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま介護保険制度について、5点にわたってお尋ねをいただきましたのでお答えします。

まず、1点目の「本年10月からの制度改正に伴う施設入所者の食費、居住費が自己負担になったことにより、低所得者に対する町としての支援策があるのか。また検討されているのか」とのお尋ねですが、10月から制度改正は在宅と施設のサービス利用者の負担の不均衡を是正し、サービスを受ける場による不公平感が生じないようにするねらいがあります。

低所得者に対しては、施設が徴収する食費や居住費の上限額を定め、過重な負担とならないようにする「補足的給付」も設けられており、負担の軽減が図られております。

補足的給付の対象とならない施設入所者は一定の所得がある世帯に属する方であることから、町として支援策を講じる考えはありません。

次に、2点目の「介護度に応じて食費、居住費の差はあるのか」とのお尋ねですが、施設の形態や所得等による差はありますが、介護度に応じた差はありません。

次に、3点目の「介護保険料の滞納はあるのか。また所得階層により変化があるのか」とのお尋ねですが、現在保険料の滞納者は3名で、滞納額は12万1,400円となっております。この3名の所得階層は、住民税非課税世帯に属する第2段階で1名、本人が住民税非課税の第3段階が1名、本人が住民税を課税されている第4段階が1名となっております。

次に、4点目の「特別養護老人ホームが老朽化により建て替えが必要になったときは、

個室化する考えがあるのか」とのお尋ねですが、北海道が示している「老人福祉施設等整備方針」では、「特別養護老人ホームの創設及び増築においては、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、全室個室・ユニットケアを特徴とする特別養護老人ホームを原則とする」とされており、今後建て替えが必要となった場合には全室個室になるものと考えます。

次に、5点目の「本町でのグループホームの建設について」のお尋ねですが、北見市と網走市でグループホームを運営している「有限会社ライジング」から、訓子府町でグループホームを運営したいとの話がありました。建設場所は東町で当面1ユニット9名の定員でデイサービスを併設し、来年の春に開設したいと聞いております。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま町長のほうからご答弁がございました。

何点が再質問をさせていただきたいと思えます。

1点目のことに関しては、非常に財政の厳しい折から、これ1点に絞るわけにはいきませんが、町としての支援は考えていないというようなことであります。

しかしながら、今回の法改正によって介護を受けた方が支払う金額は介護度4で10万円ぐらいと。そういうような試算が出ておりますし、食費と居住費だけで4万何千がしぐらの増になるのではないかなというような話も伺っておりますけれども、非常に低所得者の方については、厳しいものがあるのではないかなというような気がいたします。非常に町財政が厳しい厳しいという中であっても、ある程度の支援は必要ではないかなというような考えを思っておりますけれども、その辺についてもう一度お伺いをしたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま介護保険に対する低所得者への町の支援ということでございますけれども、町長からも申し上げましたように今回の法改正につきましては、低所得者に対しまして補足的給付というような形で、負担の上限が定められておまして、これでいきますと例えば生活保護を受けている方とか、老齢福祉年金を受給されている方、第1段階ですけれども、この場合ですと例えば今回の改正で入りました居住費、これは負担がございません。ゼロということになります。それから食費できますと、1日当たり300円というような負担でございまして、住民税の非課税世帯に属する方も第3段階の部分でいきましたも、居住費の部分でいきますと1日当たり320円。食費につきましては、1日当たり650円ということで、ある程度この程度であればご負担をいただけるのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思えます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） わかりました。

次、今回第5次訓子府町総合計画策定に係わりまして、町民にアンケートの調査結果が出ております。その中で、「訓子府町を福祉の行き届いた町にするために重要と考えること」という、それと「積極的に進めてほしいと思うことは何ですか」という設問に対し、高齢者の福祉の推進が1,751人、41%の回答があったということでありました。このことから町は、介護支援を含め、福祉の推進をどのように考えているのか、お伺いをいたします。簡単でよろしいですから、お願いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） ただいまのアンケートの結果に基づいた中で、本町の福祉行政の基本的な部分をどう考えているかというご質問でございました。前の議員の皆様方の質問の中でも答えを申し上げましたように、少子高齢化の時代で今後総合計画を策定するうえで、この少子高齢化の時代を迎えた時期にあった福祉行政を、今後厳しい財政の中でも進めていかなければならないというふうに考えてございます。平成17年度の予算の中で、それなりに福祉の部分でかなり切り込んだ部分もございませうけれども、これからは町長が先の質問等の答弁で申し上げておりますように、ソフトの部分ではこれから非常に大事な部分だろうというふうに考えてございますので、そこら辺も含めて、今後計画策定にあたってまいりたいと考えてございます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 私の質問の前に、前段で何名かの方も福祉に関する質問をされております。その中に、私の質問しようとする部分も入っていたわけでありませうけれども、あえて質問することにしたのは私の方の考え方もありますし、もう一度再確認の意味で、質問をさせていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

次に、介護保険制度も3年見直しの中で、毎回保険料が上がっておりますけれども、これは入所施設利用の方が増えれば増えるほど保険料が上がるのが実態であります。町長は福祉のまちづくりをメインに考えておられますが、各施設を有料化したことにより、町民の方が外に出る機会を少しでも減らしてしまったということは、特に高齢者の人たちの健康を考えるとときには、マイナスの面が多いのではないかなというような感じを持っております。介護保険料の増加を考えると、どちらが有効な方法なのか、もう一度検討をする余地があると思っておりますけれども、何か考えていることがございましたらお願いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 小林議員。今の発言、大きくはこのあれの中に入るかもしれませんが、ちょっと議題から離れているようなので、答弁は一つ控えさせていただきます。

小林一甫君。

12番（小林一甫君） なんか取りとめのないと言いますか、範囲があまりにも広すぎるといっておりますけれども、有料化したことによって、例えばパークゴルフ場の関係であれば、やはり10回行ったのが5回ぐらいにしたと。そのためにやはりあそこで2キロも歩けば、かなり健康のためにはいいというようなことから、この部分でそこをやったことに対して健康がすぐれなくなるというような部分で、介護保険を受けるような状態になったときに、これ例えば現在500万円パークゴルフの中で赤字になっておりますけれども、その赤字分と町から介護保険料のとして、給付する部分がどちらが有効なのかというようなところなのですけれども。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 例えば、町の施設の中でお年寄りも含め、町民の方々が健康増進のために体を動かす施設というのはたくさんございませうけれども、それらに係る経費、これは前の議員さんからもいろいろとご指摘をいただいておりますように、それなりの経費がかかってございますが、これに基づきまして、使用料を取ったりするという今回提案をさせていただいておりますけれども、これはあくまでもその維持するうえで、公平感を

保つためにこのような発想をしながら、現在皆さんとご協議を申し上げているわけですが、それが町民負担になり、その施設を使う頻度が減って健康を損なうという厳しいご意見だったと思いますけれども、町として皆さんにご負担をいただくその部分というのはできるだけ大きな負担にならない、町も努力をしながら少ない経費で施設を維持しようという考えで進めております。そんな中で町民の皆様も、そこら辺の今の厳しい町の状況を認識いただいて、それなりのご使用をいただいて健康の維持に努めていただければと。町民の健康増進に係わる費用等につきましては、別な面でいろいろと工夫をしながら捻出をし、その予算の確保に努めなければならないというふうにも考えてございますので、そこら辺でご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） グループホームの関係で若干お聞きしたいのですけれども、東町に9名ほどの規模で、来年の春に着工するというところでありますけれども、お話を聞きますと18名というようなことを聞いておりますけれども、その辺はどうなのですかお伺いをいたしたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） グループホームの件でございますけれども、当初運営をしたいという方が福祉保健課のほうにお話があった時点で、2ユニット18名の定員で運営をしたいという話がありました。そこで私どものほうといたしましては、介護保険料に跳ね返る影響が大きすぎると。それと特養の待機者などもありますけれども、一度に18名ということになりますと、なかなかその訓子府町内だけで埋めるという話にもなりませんし、そういうようなこともございまして、当面は1ユニットで進めていただくわけにはいかないかというお話をさせていただいた経過があります。それで運営されるほうといたしましては、経営上の問題もございまして、最終的には2ユニットで実施をしたいが、当面は1ユニットの9名でデイサービスを併設しながら運営をしていきたいというふうなお返事をいただいたということでございます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 了解いたしました。

それと関連で聞くのがいいのか、別に聞くのがいいのかということでもありますけれども、関連でお伺いをしたい部分がございます。というのも、ある町の特別養護老人ホームで事故が多発したことがありましたけれども、本町ではまだ未だに聞いたことがないということで安心しておりますけれども、本町では事故防止のための指導はどういう方法で行っているのか、お伺いをいたしたい。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 特別養護老人ホームの運営にあたって、ご質問がございました。

新聞等で特養における事故等の報道がございますけれども、本町の特別養護老人ホームは福祉法人が運営をございまして、先日クリスマスパーティーがございまして、そのときに出席をさせていただき、施設の方々と若干話す機会がございましたけれども、法人としては、あのような事故が本町の施設で起きないように、職員教育に努めて努力していくというお話でございましたので、安心をして帰ってきた状況でございます。そんなことでご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） わかりました。

時間の関係で最後に、国の来年度予算の原案では、医療費が70歳以上で2割から今度3割になるということでありませけれども、弱者に対してはさらに負担が多くなると思います。

町財政がさらに厳しくなっていく中でも、弱者に対しての支援が低下してはならないと考えております。今後もさらなる支援の充実に向けて努力をしていただきたいと思います。

次に、指定管理者制度の現状はということで、何点かお伺いをいたしたいと思います。

この制度は自治体が募集し、応募するのは民間事業者ということですが、現在まで町が指定管理者制度を活用して、サービスの向上、コスト削減に向けた具体的に検討したものがあったのかと。

2点目は、町長は、指定管理者制度の必要性と本町の実態に合うと考えているのか、お伺いをいたしたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、指定管理者制度の現状について、2点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の「指定管理者導入の検討状況」についてであります。本年9月の定例町議会において、馬鈴薯集出荷施設をはじめとする農業3施設について、指定管理者導入に向けての条例改正をさせていただきました。

この提案をさせていただくまでの間、関係課長等による指定管理者制度導入検討分科会における検討と、その結果を受け開催した行政改革推進本部において協議した経過があります。

その中で、指定管理者制度への移行を検討すべき施設と従来どおり直営で管理する施設に大別し、さらに来年4月に意向しなければならぬもの、地域と協議し移行または地域に譲渡するもの、新しいサービスの可能性を調査し移行を目指すもの、施設の性格やコスト、受け皿などを調査し、将来の移行を検討するものなど、時系列に分類し、可能性の高いものから順次、所管課において検討を進めることとしております。

次に、2点目で「制度の必要性等」についてお尋ねをいただきました。

指定管理者制度につきましては、自治体ではできないサービスの提供やコスト削減も可能でありますので、行政改革の有効な手法の一つであると認識しております。

しかしながら、あくまでも民間でありますので、企業収益に合わない条件で募集してくるものではありませんので、必ずしも指定管理者制度の導入が、サービス向上やコスト削減に結びつくとはいえないと思っております。

町としましては、コスト削減が指定管理者導入の絶対条件でありますし、また施設によっては法的にクリアしなければならないものもありますので、実態としては、一定の収益がある限られた施設になるものと考えておりますが、NPO法人など収益を目的としない団体等が誕生してくれば、この指定管理者制度がより有効なものになるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（柴田喜八君） ここで10分間休憩いたします。

午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

議長（柴田喜八君） 休憩前にも戻り会議を再開いたします。

小林一甫君。

12番（小林一甫君） 指定管理者制度の現状ということで、ご答弁がございました。

現在、3施設がすでにこの指定管理者制度の活用に入っているということで、これからいろんな部分で公の施設の指定管理者制度が必要となってくると思いますけれども、有効な活用をお願いして、次に移らせていただきます。

登下校時における児童生徒の安全確保についてということであります。

最近、特に低年齢の児童生徒に対しての犯罪が多発しておりますが、本町の子供たちに対し指導はどのようにしているのか。防災と防犯を併せた考え方の中でお伺いをいたしたい。

大きく1点目としてあげてありますけれども、委員会の中でもう一方がこの部分で質問をするということでありましたので、私はあとのほうだったということだったものですから、ここで大まかな質問の内容になっておりますけれども、中身は少し深く再質問の中でもやらせていただきたいと思います。

防犯、防災の指導は際限のないものであると認識しておりますが、今の犯罪は常識では考えられないことが多発しており、学校関係者だけでは対応が難しいと思います。

本年は雪の量も例年より多く、災害の心配も出てきておりますが、通学路の確保はどのように考えているのか、防犯の指導も含めてお伺いをいたしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま、小林議員から「登下校時における児童生徒の安全確保」に関連し、お尋ねのありましたことについてお答えさせていただきます。

この度、広島県と栃木県で下校途中の児童が殺害されるという誠に痛ましい事件が発生したことに強い衝撃を感じているところであり、このことは私ども教育に関わるものとして重く受け止めているところでございます。また、近隣市町でも不審者による声かけなどが発生していることから、町内各学校におきましては、日頃から子供たちの安全確保に向けて積極的に取り組んでいるところであり、特に登下校時の安全対策につきましても、「できる限り登下校は複数で」「決められた通学路を通る」など、安全確認指導の徹底や「子ども110番の家」の周知徹底、「危険箇所マップの作成」による注意を喚起するなど、安全意識の向上に努めているところでありますのでご理解願います。

なお、議員から学校関係者だけでの対応は難しいとお話がありましたが、私どもとしましても、学校関係者だけでの安全確保は限界があると認識しており、このことから先日、不審者から児童生徒の安全を守る緊急アピールとして、「不審者から子どもを守ろう！」を全戸配布させていただき、家庭での指導や地域の皆様へのご協力をお願いしたところであります。また、9月に自主防犯パトロール隊が日出町内会を中心に設立されましたが、このような組織が全町的に結成され、犯罪の抑止及び意識の高揚が図られ、子供たちの安全を地域全体で守る体制づくりが必要であると考えております。

次に、通学路の確保についてであります。降雪期に入り、雪の影響により通学に支障を及ぼすこともありますが、従来から学校・施設車両課とも連携し、安全性に配慮しながら対応しているところであり、歩道やスクールバス停留所の除雪につきましても、地域の皆様のご協力をいただいているところであります。引き続き安全な通学路の確保に努めてまいりますのでご理解賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、子供たちが安全・安心に通学できるよう、学校・家庭・地域・警察等関係機関との連携・協力体制を一層強化し、子供たちの安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいま教育長のほうから、登下校における児童生徒の安全確保についてご答弁がございました。

若干、再質問をさせていただきたいと思えます。

現在スクールバスの路線については、安全が確保されているというようなことであろうと思えます。しかしながら、町の中の子供たち、それから町から少し離れてスクールバスに乗れない子供たちがあります。そうした中で、その町から外れて、今スクールバスに乗れない子供たちを犯罪から守るというような観点からバスに同乗できないのか。その辺伺いをいたしたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） ただいまスクールバスに乗れない方をスクールバスに乗れるようにということの話でございましたけども、現在スクールバスにつきましても、4台運行してございます。そのバスにつきましても、乗車定員それぞれ違うわけでございますけども、現在小学校は2.5キロ、中学校は4キロが運行基準ということになっております。そういったことから、現在のそのスクールバスの状況を総体的にみましても、そのバスによっては満杯、座席の乗車人数が同数もしくはそれに近いほどの数ということになってございまして、これが距離を短くすることになりますと立ち席ということもございまして、安全性で確保ができないということもございまして、現状では非常に難しい状況ということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 私からも関連しましてお答えさせていただきたいと思えますが、小林議員も本日の新聞報道等でもご覧になっているかと思えますが、政府は昨日、犯罪対策閣僚会議が開催されまして、その中で国として来年度以降の考え方の対応になるうかと思えますけども、路線バスの路線変更や停留所以外での乗り降りを認めて、スクールバスとして登下校に利用させることも念頭において、規制緩和を考えているというふうなこともございますが、いずれにいたしましても、ただいま課長から答弁ありましたように、今の実際の現状でのスクールバスの乗車ということにつきましても、いろいろと難しい課題があるかと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） ただいまスクールバスの関係でお答えいただいたわけでありませうけれども、例えば1台増車することによっての経費がどのくらいかかるのか。また、その1台増車することによって子供たちの安全が守られるのであれば、むしろそのほうの部

分の効果と言いますか、安全性が高められるのではなからうかというような感じを持っておりますけれども、今の財政の中ではそれが無理だというような判断をしていいのか、そこまで考えているのか。もう一度お伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいまのご質問でございますけれども、バス1台購入すると、大小あるかと思えますけれども、私の記憶では今現在運行しているバスにつきましては、1台だいたい3,000万円ちょっとしているはずで。

それで、あと運行経費と言いますか、実際に今民間委託をして運行業務をお願いをしているわけでございますけれども、これにつきましても4台で、委託料がだいたい900万円ぐらいかかっておりますので、運行する運転業務に係わる経費で見ても240、50万円かかるのかなと。毎年かかるのでないかと。これに、さらに燃料・維持管理費がかかろうかと思えます。

このようなご提言でございますけれども、現在私どもこの子供たちの登下校に係わる安全確保策といたしましては、当然学校、または保護者、それから警察と関係機関の協力をいただくのはもとよりでございますけれども、それだけでは対応がしきれないというふうなことを、今後より一層、地域又町民の底力をお借りいたしまして、そこら辺の体制づくり、安心・安全なまちづくりに向けての考え方も基本にしまして、対応してきたいなと考えているところございますのでご理解を賜りたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 増車は無理だというようなことであります。購入が3,000万円ということでありまして、現在ある業者の方のところには、スクールバスとして使用できるようなバスが何台もあると、道路を通るたびに感じておりますけれども、その辺も含めて、民間に委託できないのかどうか。その辺ができるのであれば、私はそのほうがよるしいのかなというような感じを持っております。

それと安全性の部分で、やはり専門の業者委託しなければだめだというようなことの中にはあるのかわかりませんが、そういう部分も合わせて検討された経過があるのかどうか、もう一度お伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） 先ほど答弁させていただきましたのは、スクールバスとしてということでございますので、スクールバスにつきましては、今現在うちでは小学生の人は2.5キロ以上、または中学生は4キロということで、これにつきましても、これ以上距離を短くすることになりましたら、たぶん今後協議も必要かと思えますけれども、スクールバスの購入補助金等は対象にならないのではないかとこのふうなことで想定されます。

それと民間のバスを借り上げて対応するというふうな、そういう考えはないのかということですが、先ほど申し上げましたように、もっと学校はもとより私どもも何かありましたらすぐに街頭でのパトロール等いろいろ考えて、今までも対応してきたところがございますけれども、これにつきましては先ほども申しあげましたように、やはり学校・保護者、または地域の方の力をお借りしまして、なんとか子供たちを町ぐるみで守っていこうというふうな気運づくりと、そういう体制づくりが大切ではなからうかなと思

ているところでございます。

なお、そういう委託をかけるような検討はしたことがあるかというふうなことでございますが、これにつきましては、現在私どもとしては具体的な検討等はしておりません。ただ、先ほども申しあげましたように、国の方向といたしましては平成18年度の予算内示の中でも、子供の安全確保というふうなことで大きく取り上げているようでございますので、そこら辺の動向等も見極めながら、うちの今の厳しい財政状況の中で、そういうことが考えられるのかどうか含めて検討していきたいというふうに考えております。しつこいようでございますけども、このような厳しい財政状況の中で、私どもとしてはやはり行政ができること、また民間と地域の方と行政が一体となることができること、また地域の保護者の皆さんが中心となることができること、これらの役割分担というのをもう少し詰めて考えていく必要があるのかなと。そこら辺も含めて、今後検討をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 次に、登下校時の対応ということで、家庭からバス停まで、またバス停から家庭までの子供たちの安全確保と言いますか、その部分についてお伺いしたいのでけれども、例えば学校、今なら午後4時過ぎますと暗くなりますので、その時点でバス停まで家の方が迎えに来られているのか。バス停からは勝手に家まで帰るというふうなことになっているのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 今の家庭からバス停、それからバス停から家庭ということのお話ですけども、これにつきましては正直実態把握しておりませんけども、今のこの時期につきましては、学校のほうでも暗くなるということで指導もしているということをお聞きしていますけども、いずれにしても子供が暗いときに一人で歩くということのないように、保護者につきましてもバス停まで迎えに来ていただけるように、今後も対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） わかりました。

次に、先ほど教育長から答弁の中でありましたけれども、安全確保対策を強化するというので、来年度に向けてスクールガードを2倍の2,400人にするというようなことが報道されておりましたけれども、具体的な中身はどういうのなのか。また、対象として当町も入っているのか、その辺お伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） ただいま、ご質問ございましたスクールガードの具体的な内容、それから対象が本町も対象になっているかというお尋ねでございますけども、これにつきましては、私どもも新聞報道で周知している中身しかわかっておりません。そういったことで、まだこれから具体的に変わった段階で本町のほうにも流れてきますし、これらの規模もとらえるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） スクールガードの部分につきましては、2,400人ということですから、学校の数からいうと微々たるものであると思いますけれども、新聞報道の中

では10校に1人ということでありましてけれども、今の学校の数からいうと非常にこれは少ないのかなというような感じを思っております。できれば管内で何名かの方がおられて、学校安全のために指導等もきちっとやっていただけるような組織づくりができれば、一番やはりいいのかなというような感じを持っております。そうした中で、子供たちが少しでも安心して登下校できるような、そういう体制づくりをつくるのが町の役目であり、教育委員会の役目であると思っておりますので、その辺心してお願いをするところであります。

最後になりますけれども、あくまでも子供たちの安全を考えて、町をはじめとする学校PTA、警察等の連携を密にさせていただいて、今後の対応をお願いしたいと思います。

最後に何か教育長として、子供たちの安全に対して心に決めていることがございましたら最後にお伺いして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） この問題につきましては、非常に私どもも心を痛めている問題でございます。議員の思いと同じでございます。子供たちの健やかな成長と登下校時はもちろん日常生活の中でも安心・安全の確保前提に学校・保護者・警察、また私ども行政と関係機関が連携を取りながら進めていくのが当然でございますが、特にこれからお願いしたいのは温かく町民みんなで子供たちを守っていかうとする地域の力と言いますか、地域の底力をより一層お借りしながら一体となって対応をしていくことが何よりも大切なのかなと考えているところでございますので、議員の皆さんはもちろん町民の皆さんの深いご理解とご指導等を賜りたくよろしくお祈りしたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君。

12番（小林一甫君） 以上で一般質問を終わります。

議長（柴田喜八君） 小林一甫君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって本日はこれにて散会することに決定しました。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時30分